

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社南山開発	沖縄県那覇市小禄一丁目12番29号

2 指名停止措置期間

令和8年7月17日から令和8年11月16日まで

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

株式会社南山開発は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日に沖縄県知事より30日間の営業停止処分を受けた。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年4月1日付建設省営管第124号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当すると認められる。

＜官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領＞

別表第2第13号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 指定区域*内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ※指定区域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県をいう。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内